平成２５年（フ）第１２５号
静岡県富士市南松野2035番地
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７９２４号
東京都あきる野市草花3670―491
債務者　添川　秀夫
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辺見　紀男
4　破産債権の届出期間　平成25年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月12日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５号
新潟市中央区女池神明２丁目１番地５、前住所愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目93番地ヒカリハイツ201号
債務者　山田洋之介
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４５号
広島市安佐北区三入２―15―17、住民票上の住所広島市安佐北区可部６丁目１番11―302号
債務者　藤田　良之
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
福島県郡山市安積町荒井字安倍５番地の68
債務者　沼澤　幸雄
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
新潟市中央区大島118番地27　コーポミモザ205号、前住所新潟市中央区鳥屋野417番地34ダイアパレスパークコート新潟203号
債務者　加藤　　秀
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８０号
仙台市泉区南光台２丁目14番36号　佐藤荘202
債務者　向後　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県稲沢市日下部南町１丁目20番地
債務者　バンビーノグラフィコこと　塚本　啓太
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深見　早恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７３１号
大阪市中央区平野町３丁目３番７―705号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目26番４―1208号
債務者　山本　幸代
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９５号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番８―508号
債務者　髙本製作所こと　高本　　睦
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杤本　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７号
広島市安佐南区大町西２丁目８番５号
債務者　宮脇　隆浩
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　　輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７１号
広島市西区大宮２丁目４番１―２号
債務者　池田由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３３号
福岡市東区多の津５丁目33番４―101号
債務者　藤本千賀稔
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　圭司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９９号
福岡県大野城市乙金台２丁目18番31号
債務者　本村　祐一
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１８６号
函館市高岱町86番地
債務者　泉山　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３号
北海道茅部郡森町字鳥崎町104番地38
債務者　鈴木　春佳
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
函館地方裁判所